地 ケ 第 ３１２ 号

令和２年９月３０日

　各市町村介護保険担当課長　様

　大里広域市町村圏組合介護保険課長　様

埼玉県福祉部地域包括ケア課長

ケアラー（家族介護者等）が新型コロナウイルスに感染して入院等した場合に要介護者等を支援するための仮設施設の開設について（依頼）

　県高齢者福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、この度、県では、「感染症り患ケアラー支援対策事業」としてケアラー（家族介護者等）が新型コロナウイルスに感染し、入院等する際に、濃厚接触者である在宅の要介護（要支援）者が自宅で生活できない場合の受入先を下記のとおり整備いたしました。

　つきましては、下記により要介護者等の受入れについて御協力くださるようお願いいたします。

　なお、お手数ですが、貴市町村の所管の地域包括支援センター等に御周知くださるようお願いいたします。

　また、各保健所には、この事業に係る濃厚接触者の健康観察等について別添のとおり依頼しております。

記

１　対象者

　ケアラー（家族介護者等）が新型コロナウイルスに感染して入院等し、在宅などで介護が困難になった要介護者・要支援者で、ＰＣＲ検査を受けて陰性となった方

２　受入先

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 深谷市 | さいたま市岩槻区 | 狭山市 | 行田市 | 三郷市 |
| 設置施設 | 特別養護老人ホームかがやき | ケアセンター岩槻名栗園 | 特別養護老人ホームむさしの園わかば | 特別養護老人ホームまきば園 | 高齢者総合福祉施設しいの木の郷 |
| 定員 | ５人 | ４人 | ４人 | ４人 | ３人 |
| 完成日 | ９月３０日 | ９月２５日 | １０月下旬（予定） | １０月上旬（予定） | １０月中旬（予定） |

　次の５施設の敷地内に整備した仮設住宅

３　利用手順等

　別紙１「受入れの流れ（ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等した場合に要介護者等を支援するための仮設施設）」※を参照

※　この事業による仮設住宅でのショートステイを利用しようとする場合、ケアマネジャー等から（又は市町村を通じて）当課に連絡いただき、この事業での受入れの可否を確認いただく必要があります。（通常の介護報酬では賄われない経費を県から受入施設に交付するため。）

４　その他

・　対象となる要介護者等は、健康観察が必要な期間、通常のショートステイ用居室ではなく、当該仮設住宅内で介護サービスを受ける。

・　当該介護サービスを受ける要介護者等は、介護保険適用の短期入所生活介護サービス※として利用する。

※　介護費用（１～３割の本人負担）、食費・居住費等は、通常の短期入所生活介護を利用する場合と同様に本人負担となる。

・　要支援者の利用も想定しているが、区分支給限度額に留意する。

　　　　　　　〇　不明な点は、当課までお問い合わせください。

担当

地域包括ケア課　草野・浅見・松山・山口

電話　０４８（８３０）３２５０